

# 一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧

## ◆被保護世帯の児童

① 現年度発行であるか  
→ 右上を確認

② 利用料免除開始日が  
「生活保護法による扶助  
開始日」に適合するか  
→ 左下を確認

※ 年度内有効として取り扱う  
＝ 状況が変わらない限り、  
四半期ごとに取得し直す  
必要はない

参考資料4-2

川崎市証明 (被) 第 号  
令和 年 月 日

被保護証明書

現住所  
世帯主名  
使用目的  
該当世帯員

扶助の種類 生活 住宅 医療  
上記の者は 平成 年 月 日 から  
生活保護法による扶助を受けていることを証明する。

但し、外国籍の方については、「生活保護法」を「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発382号厚生省社会局長通知）」に基づく措置」と読み替えます。

川崎市 福祉事務所 補社務所長印

※ 被保護証明書の  
のサンプルです

# 一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧

## ◆市民税非課税世帯の児童①

- ① 提出すべき年度の  
ものであるか  
→左上を確認  
※第1四半期は前年度  
第2四半期以降は現年度
- ② 川崎市の発行であるか  
→右下を確認  
※川崎市でない場合は  
口頭で住所を確認
- ③ 扶養人数を確認  
→左下を確認  
※16歳未満の人数が  
父・母ともに0になっていないか
- ④ 原則父・母の2人分の  
提出があるか  
※2人分の提出がない場合も含め  
注意点については次ページ以降を参照

市民税・県民税非課税証明書

納税義務者 住所  
氏名

年度

課税額 (a)+(b)+(c)+(d)	¥0 円	地方税法第295条の規定	
合計所得金額	¥0 円	一定所得金額以下により非課税	
市民税 所得割額(a)	¥0 円	所得割額(c)	¥0 円
均等割額(b)	¥0 円	均等割額(d)	¥0 円

所得控除

基礎所得控除計	¥330,000 円
以下余白	¥330,000 円

税額控除 (参考) 税源移譲前税額控除額及び所得割額

調整控除	¥0 円	市民税	¥0 円	県民税	¥0 円	住宅借入金等控除額(市)	¥0 円
住宅借入金	¥0 円					寄附金税額控除額(市)	¥0 円
寄附金	¥0 円					市民税所得割額	¥0 円
その他	¥0 円					県民税所得割額	¥0 円
						余白	¥0 円

給与収入金額 ¥0 円  
公的年金等収入金額 ¥0 円

備考 総所得金額 ¥0 円

扶養人数 1人(うち 1人)  
( )内は、16歳未満の人数

川崎市証明財 市 第 号  
上記のとおり相違ないことを証明します。  
令和 年 月 日

川崎市 市長 印

※非課税証明書の  
サンプルです

※年度内有効として取り扱う  
＝状況が変わらない限り、四半期ごとに取得し直す必要はない

# 一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧

## ◆市民税非課税世帯の児童②

16歳未満の扶養人数が  
父・母ともに0の場合

※ひとり親世帯ではそのひとり親の  
非課税証明書の16歳未満の扶養人数が0



祖父母等の扶養に入っている  
可能性があるため、その旨を  
保護者へ確認し、必要に応じて  
祖父母等の非課税証明書を  
求める

市民税・県民税非課税証明書

納税義務者 住所  
氏名  
年度

課税額 (a)+(b)+(c)+(d)	¥0 円	地方税法第295条の規定
合計所得金額	¥0 円	一定所得金額以下により非課税
市民税 所得割額(a)	¥0 円	
市民税 均等割額(b)	¥0 円	
県民税 所得割額(c)	¥0 円	
県民税 均等割額(d)	¥0 円	

所得控除

基礎所得控除計	¥330,000 円
以下余白	¥330,000 円

税額控除 (参考) 税源移譲前税額控除額及び所得割額

調整控除	¥0 円	市民税	¥0 円	県民税	¥0 円	住宅借入金等控除額(市)	¥0 円
住宅借入金	¥0 円					寄附金税額控除額(市)	¥0 円
寄附金	¥0 円					市民税所得割額	¥0 円
その他	¥0 円					県民税所得割額	¥0 円
						余白	¥0 円

備考 総所得金額 ¥0 円

給与収入金額	¥0 円
公的年金等収入金額	¥0 円
扶養人数	0人(うち 0人)
○内は、16歳未満の人数	

川崎市証明財か市 第 号  
上記のとおり相違ないことを証明します。  
令和 年 月 日 川崎市 市長 印

※非課税証明書の  
サンプルです

# 一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧

## ◆市民税非課税世帯の児童③

備考に

「〇〇(祖父母・父等の氏名)の  
扶養親族です」と  
記載があった場合



〇〇(祖父母・父等の氏名)の  
非課税証明書の提出が必要

市民税・県民税非課税証明書

納税義務者 住所  
氏名

令和 年度

合計所得金額		課税額 (a)+(b)+(c)+(d)		¥0 円
***** 円		市民税	所得割額 (a)	¥0 円
			均等割額 (b)	¥0 円
		県民税	所得割額 (c)	¥0 円
			均等割額 (d)	¥0 円

備考 → 〇〇の扶養親族です(配偶者を含みます。)

給与収入金額	***** 円
公的年金等収入金額	***** 円
扶養人数 ( )内は、16歳未満の人数	*** 人 (うち *** 人)

川崎市証明財 市幸第 号  
上記のとおり相違ないことを証明します。  
令和 年 月 日  
川崎市 市長 川崎市長印

※非課税証明書の  
サンプルです

# 一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧

## ◆市民税非課税世帯の児童④

父あるいは母のみの  
提出があった場合



「寡婦(寡夫)により非課税」  
と記載があれば  
1人分の提出でOK

市民税・県民税非課税証明書

納税義務者 住所  
氏名  
年度

課税額 (a)+(b)+(c)+(d)	Y0 円	地方税法第295条の規定
合計所得金額	円	
市民税 所得割額(a)	Y0 円	所得割額(c)
均等割額(b)	Y0 円	均等割額(d)
県民税 所得割額(c)	Y0 円	均等割額(d)
均等割額(b)	Y0 円	Y0 円

所得金額の内訳

給与 以下余白	円	社会保険料 寡婦(特別) 基礎 所得控除計 以下余白	円 円 円 円
------------	---	--	------------------

所得控除

調整控除	Y0 円	市民税	Y0 円	県民税	Y0 円	住宅借入金等控除額(市)	Y0 円
住宅借入金	Y0 円					寄附金税額控除額(市)	Y0 円
寄附金	Y0 円					市民税所得割額	Y0 円
その他	Y0 円					県民税所得割額	Y0 円
						余白	余白

備考 総所得金額 円

扶養人数 4人(うち 4人)  
( )内は、16歳未満の人数

川崎市証明財か市田第 号  
上記のとおり相違ないことを証明します。  
令和 年 月 日 川崎市 市長 印

※非課税証明書の  
サンプルです

# 一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧

## ◆市民税非課税世帯の児童⑤

父あるいは母のみの  
提出があった場合  
↓  
所得控除の欄に  
「配偶者」と記載があれば  
1人分の提出でOK

市民税・県民税非課税証明書

納税義務者 住所  
氏名  
年度

課税額 (a)+(b)+(c)+(d)	¥0 円	地方税法第295条の規定
合計所得金額	所得割額(a) ¥0 円 市民税 均等割額(b) ¥0 円	所得割額(c) ¥0 円 県民税 均等割額(d) ¥0 円
一定所得金額以下により非課税		

所得金額の内訳 所得控除

給与 以下余白	円	社会保険料 生命保険料 配偶者 所得控除計 以下余白	円	円
------------	---	--	---	---

税額控除 (参考) 税源移譲前税額控除額及び所得割額

	市民税	県民税		円
調整控除	¥0 円	¥0 円	住宅借入金等控除額(市)	¥0 円
住宅借入金	¥0 円	¥0 円	寄附金税額控除額(市)	¥0 円
寄附金	¥0 円	¥0 円	市民税所得割額	¥0 円
その他	¥0 円	¥0 円	県民税所得割額	¥0 円
			余白	

備考 総所得金額

給与収入金額 円  
公的年金等収入金額 円  
扶養人数 ( ) 内は、16歳未満の人数 5人(うち 4人)

川崎市証明財み市高第 号  
上記のとおり相違ないことを証明します。  
令和 年 月 日 川崎市 長 印

※非課税証明書の  
サンプルです

# 一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧

## ◆里親に委託されている児童

- ① 施設が里親から  
コピーをもらい提出
- ② 委託年月日と同日以降の  
利用であるか

※発行年月日は  
現年度でなくても可

川こ北児第 号一  
令和 年 月 日

児童委託証明書

川崎市北部児童相談所長

児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、次の児童を、現在、里親に委託していることを証明いたします。

委託児童氏名

生年月日

委託里親名

里親の住所

委託年月日

※児童委託証明書の  
サンプルです

# 一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧

## ◆児童扶養手当受給世帯

児童扶養手当証書

証書番号 第 \_\_\_\_\_ 号

受給者氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

手当月額 \_\_\_\_\_

支給対象児童数 \_\_\_\_\_

支給開始年月 \_\_\_\_\_

支払金融機関

住所

記 事

川崎市長

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市 長 印

有効期限 | 令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

※児童扶養手当証書のサンプルです

上記のとおり児童扶養手当法によって支給します。  
ただし、支給停止を受けているときは、その期間、支給停止額を控除した金額を支給します。

- ※手当の受給が確認できる通知でも代用可
- ※有効期限は10月末に設定されているため、第3四半期は、現年度10月末期限の証書と翌年度10月末期限の証書が必要となるので注意が必要

利用日が有効期間内に含まれているか  
→左下を確認



# 一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧

## ◆きょうだい減免・多胎児①

※年度内有効として取り扱う  
 = 状況が変わらない限り、  
 四半期ごとに取得し直す  
 必要はない

① 「世帯全員の住民票の原本と  
 相違ないことを証明します」  
 と記載があるか  
 → (最終頁の)最下部を確認

② 現年度発行であるか  
 → (最終頁の)最下部を確認

※住民票の写しの  
サンプルです

本書には不正防止処置が  
前面に施してあります。

氏名				性	男	女
田 (空欄)	4			別	種	
氏	省 略					
本籍	省 略	市民となつた年月日	住民票コード	省 略		
筆頭者	省 略	市民となつた年月日	個人番号	省 略		
医療費控除	(空欄)	外国人住民となつた年月日	(空欄)	在留カード等の番号	(空欄)	
在留期間満了の日	(空欄)	在留期間満了の日	(空欄)	30条の45の規定区分	(空欄)	

この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

川崎市 区長

川崎市 区長印

本書には不正防止処置が  
前面に施してあります。

# 一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧

## ◆きょうだい減免・多胎児②

世帯全員の記載がある  
住民票の取得は  
この中の

「世帯全員」を選択

みどり

**住民票等の請求・申出書**

川崎市

令和 年 月 日

①どなたの証明が必要ですか

<b>住所</b>	川崎市 区		
<b>氏名</b>	フリガナ	生年月日	明・大・昭・平・令 / 西暦
			年 月 日

②どの証明が何通必要ですか

<input type="checkbox"/> 住民票の写し (300円) <input type="checkbox"/> 消除者( )を含む <input type="checkbox"/> 除票	世帯 全員	通	(必要な人の氏名・生年月日) 明・大・昭・平・令 / 西暦 年 月 日 明・大・昭・平・令 / 西暦 年 月 日
	世帯 一部	通	
<input type="checkbox"/> 記載事項証明書 (300円)	世帯 全員	通	
	世帯 一部	通	
<input type="checkbox"/> その他 ( 証明書)		通	

請求・申出には本人確認書類が必

※住民票を請求する際の  
申出書のサンプルです

# 一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧

## ◆きょうだい減免・多胎児③

認可保育所等に**現年度**在籍・利用していることが分かる書類

例：施設の名称・園児の氏名が載っている連絡帳や施設からの配布物など  
(必ず、**現年度発行のもの**としてください)

一時保育事業を**現年度**、利用していることが分かる書類

例：利用日の領収書、予約表など

※「一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧・別表」も併せてご参照ください。

## 認可保育所等

認可保育所	医療型児童発達支援
認定こども園	企業主導型保育事業の通常保育
地域型保育事業	幼稚園
特別支援学校幼稚部	川崎認定保育園
児童心理治療施設	年度限定型保育事業
児童発達支援	おなかま保育室

※一時保育事業は対象児童と同日に利用する場合に限る

# 一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧

## ◆年収360万未満世帯

### ・川崎市の場合

税源移譲前の市民税所得割額について、

生計を共にする父・母又は祖母等を含み、世帯としての合算が、77,101円未満※か確認

※配当控除、住宅借入金等特別税額控除、市町村等に対する寄付金税額控除等がある場合は、控除適用前の額

市民税・県民税課税額証明書

納税義務者 住所  
氏名  
令和 年度

課税額 (a) + (b) + (c) + (d)		円
合計所得金額	市民税 所得割額(a) 円 均等割額(b) 円	県民税 所得割額(c) 円 均等割額(d) 円

所得金額の内訳

給与 以下余白	医療費 社会保険料 生命保険料 配偶者 扶養(控除計) その他扶養 基礎 所得控除計 以下余白
------------	---

所得控除

税額控除		(参考) 税源移譲前税額控除額及び所得割額	
	市民税	県民税	
調整控除	円	円	住宅借入金等控除額(市)
住宅借入金等特別控除	円	円	寄附金税額控除額(市)
その他	円	円	市民税所得割額
			県民税所得割額
			余白

給与収入金額 円  
公的年金等収入金額 円  
扶養人数 (1円は、1円未満の人数) 人

上記のとおり相違ないことを証明します。

川崎市 市長

※課税証明書のサンプルです

住宅借入金等控除額等の税額控除を足し合わせた控除適用前金額で確認してください。

# 一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧

## ◆年収360万未満世帯

### ・横浜市の場合

税額控除が記載された課税証明書が  
必要です。(「税額控除ありの証明書」  
を窓口で申し出て取得していただき  
ください。控除額がない場合は、控除額  
が0円であることが記載された証明書が  
発行されます。)

### 税源移譲前の

### 市民税所得割額について、

生計を共にする父・母又は祖父母など  
を含み、世帯としての合算が、77,101円  
未満※か確認

※配当控除、住宅借入金等特別税額  
控除、市町村等に対する寄付金税額控  
除等がある場合は、控除適用前の額

令和 [ ] 市民税・県民税 課税(非課税) 証明書

令和 [ ]	住 所 [ ]
[ ]	氏 名 [ ]

所得金額 ( [ ] )		所得控除額 ( [ ] )	
給与支払金額	¥789,183	雑 損	¥0
総 得 得 金 額	¥139,183	医 療 費	¥0
給 与 所 得	¥139,183	社 会 保 険 料	¥0
	以下余白	小 規 模 企 業	¥0
		共 済 等 掛 金	¥0
		生 命 保 険 料	¥0
		地 震 保 険 料	¥0
		扶 養 控 除 等	¥0
		基 礎 控 除	¥30,000
		所得控除合計	¥30,000

扶養控除等の内訳  
配偶者 配 偶 者 特 別 特 定 その他 老人(うち同居)  
なし 0人 0人 0人 (0人)  
特別障害(うち同居) 普通障害  
0人 (0人) 0人

16歳未満の扶養親族数 1人 控除対象とならない同一世帯配偶者 0人

税 額 (令和 [ ])		所 得 割 額	均 等 割 額	合 計	年 間 税 額
市 民 税	¥0	¥0	¥0		
県 民 税	¥0	¥0	¥0		

(備考)  
税源移譲前税率(6%)で計算した市民税所得割額は、(0円)です。  
住宅借入金等控除額(市)は0円、寄付金税額控除額(市)は0円です。

※課税証明書の  
サンプルです

横浜市 鶴見区長 [ ]

住宅借入金等控除額等の  
税額控除が記載された証  
明が必要です。  
左記控除金額(調整控除  
は除く)を足し合わせて確  
認してください。

# 一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧

## ◆年収360万未満世帯

### ・東京都の場合

区民税所得割について、  
生計を共にする父・母又は  
祖父母などを含み、世帯と  
しての合算が、77,101円未  
満※か確認

※配当控除、住宅借入金等  
特別税額控除、市町村等に  
対する寄付金税額控除等  
がある場合は、控除適用前  
の額

(令和●●年度相当分) 特別区民税・都民税 課税証明書

住所  
氏名

令和▲▲年中の合計所得金額等		課税額等		納税額等	
合計所得金額	¥5,100,000	住民税課税額合計	¥284,700	** 以下余白 **	
総所得金額等	¥5,100,000	(内) 区民税均等割	¥3,500		
所得控除額計	¥2,277,000	(内) 都民税均等割	¥1,500		
課税標準額計	¥2,823,000	(内) 区民税所得割	¥167,800		
** 以下余白 **		(内) 都民税所得割	¥111,900		
		** 以下余白 **			

  

所得の種類・金額		控除の種類・金額		課税標準額の種類・金額	
給与収入					¥2,823,000
給与所得					
** 以下余白 **					

住宅借入金等控除額等の税額控除がある場合は、右下摘要欄に記載されます。控除金額がある場合は区民税所得割額に足し合わせて確認してください。(調整控除は合算から除きます)

該当区分	控除対象配偶者		扶養人数				障害人数		本人該当					
	有	無	特定	老人	16歳未満	その他	特別	普通	障害	未成年	勤労学生	寡婦	寡夫	寡夫
一般	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
老人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和■年■月■日

摘要

・調整控除額(区: ¥1,500、都: ¥1,000)

\*\* 以下余白 \*\*

※課税証明書の  
サンプルです